

転居届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

忘れずに手続き
してね!!



以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

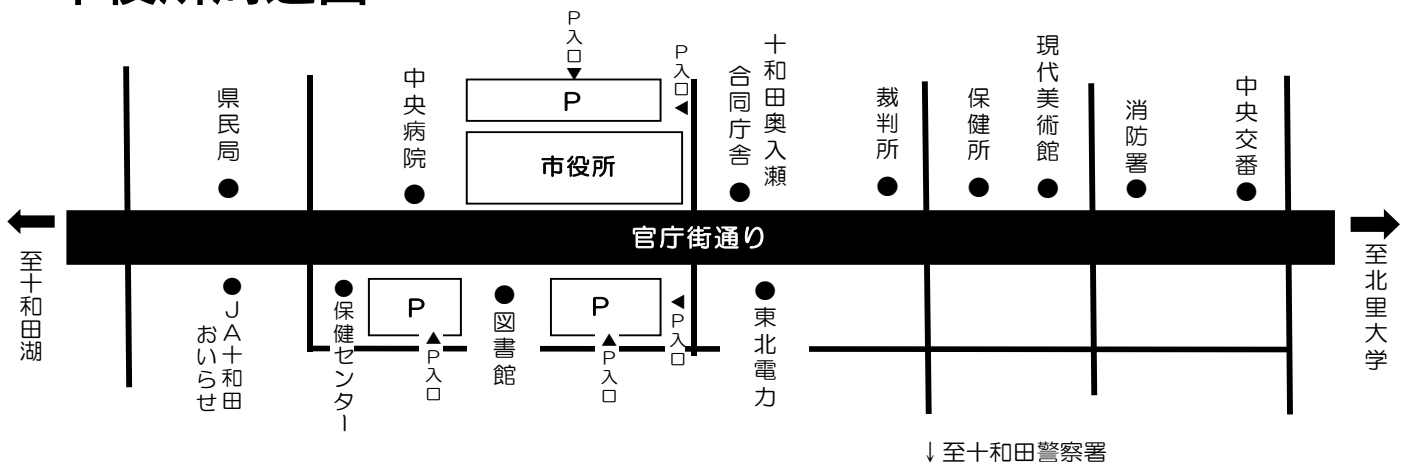
それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

チェック	当てはまるかたはいますか?	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号	
マイナンバー他	マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	券面記載事項変更届	・マイナンバーカード または 住民基本台帳カード ・暗証番号の入力(数字4桁)		市民課 住民記録係 51-6755	2番	
	マイナンバーカードに署名用電子証明書を搭載したかた	電子証明書発行申請 (必要なかた) ※住所変更により自動的に失効します	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力 (英数字6桁~16桁)				
	市営住宅に転居するかた等 ※事前に都市整備建築課での確認が必要です。	市営住宅同居申請等	・住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		都市整備建築課 建築住宅係 51-6738	別館 2階	
健康保険	国民健康保険証をお持ちのかた	住所変更届	・届出者の本人確認書類 ・異動者全員分のマイナンバーがわかるもの ・異動者全員分の保険証 ※世帯員以外のかたが保険証を受領する場合は委任状(委任状がない場合は郵送となります。)	異動日から 14日以内	国保年金課 国保税係 51-6751	10番	
	後期高齢者医療保険証をお持ちのかた		・異動者の保険証 (新保険証は郵送となります。)		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番	
年金	国民年金を受給しているかた	住所変更届	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの	届出日から 10日以内	国保年金課 国民年金係 51-6753	11番	
	免除申請をされているかたで、世帯主変更があるかた	国民年金保険料免除申請	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの				
	農業者年金に加入または受給しているかた	農業者年金住所変更届出	※詳しくはお問合せください。		農業委員会 51-6740	別館 4階	
子ども	児童手当を受給しているかた	住所変更届			こども支援課 こども保育係 51-6717	(裏面 周辺 図参照)	
	保育施設に入園しているお子さんがいるかた	住所変更届					
	ひとり親家庭等に該当するかた	ひとり親家庭等医療費受給資格変更届	・受給資格証 ・親と子の保険証				こども支援課 こども給付係 51-6716
		児童扶養手当の住所変更届	・児童扶養手当証書				
	特別児童扶養手当を受給しているかた	受給者・児童住所変更届	・特別児童扶養手当証書				
	学区が変わる小学校・中学校のお子さんがいるかた	転校手続き	※詳しくはお問い合わせください。				教育総務課 学務係 58-0182
※転校を希望しないかた →学校指定変更申請		※要件によって異なります。 ※詳しくはお問合せください。					
障がい	障害者手帳をお持ちのかた (身体、療育、精神)	手帳記載事項変更届	・障害者手帳		生活福祉課 福祉係 51-6718	2階 7番	
	自立支援医療を受けているかた	住所変更届	・受給資格証				

	チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
高齢		65歳以上のかた (介護保険証をお持ちのかた)	後日、変更後の介護保険証がご自宅に郵送されます。			高齢介護課 介護保険係 51-6721	9番
	その他	犬を飼っているかた	登録事項変更届			まちづくり支援課 環境衛生係 51-6726	12番
三本木霊園を使用しているかた		住所変更届	・届出者の本人確認書類				
町内会について		町内会長の連絡先をお知らせします。			まちづくり支援課 市民活動支援係 51-6725		
給水装置をお持ちのかた		名義等変更届			管理課 25-4511	別館 1階	

メモ欄

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111（代表） HP：https://www.city.towada.lg.jp

開庁時間：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで（戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等）
- ・コンビニエンスストア等（マイナンバーカードをお持ちのかた）
6:30～23:00 機器メンテナンス日を除く

